

《おくやみ窓口のご案内》

お亡くなりになった方について、各種手続きおよび保険証等の返納が必要です。

以下、《手続きに必要なもの》をご持参のうえ、「おくやみ窓口」へ
お越しください。担当各課へご案内いたします。

■おくやみ窓口：臼杵庁舎 市民課2番窓口
野津庁舎 市民生活推進課



《手続きに必要なもの》 ※野津庁舎は市民生活推進課が担当

- ① 印鑑登録証（手帳型またはカード型）（市民課）
- ② 住民基本台帳カード（市民課）
- ③ 子ども医療費受給資格者証（子ども子育て課）
- ④ 国民健康保険証（保険健康課）
- ⑤ 後期高齢者医療保険証（保険健康課）
- ⑥ 会葬礼状（故人が後期高齢者医療加入者のみ）（保険健康課）
- ⑦ 介護保険証（高齢者支援課）
- ⑧ 障害者手帳（身体・療育・精神）（福祉課）
- ⑨ うすき石仏カード（保険健康課）
- ⑩ 緊急通報装置（設置している方のみ）（高齢者支援課）
- ⑪ 手続きする方の印鑑および本人確認書類（マイナンバーカード、免許証等）

※故人が国民健康保険・後期高齢者医療加入者の場合は、喪主の預金通帳と印鑑が必要です。

※故人と生計同一の配偶者またはお子さん等の預金通帳が必要な場合があります。

①～⑨
参 照

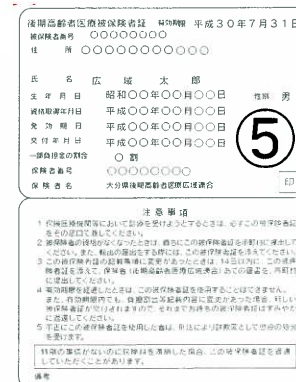
《その他》

- ・世帯主が亡くなられた場合は、14日以内に世帯主変更届が必要です。
- ・相続登記や通帳の解約、年金・保険等の請求手続きに関して「戸籍謄本」等が必要な場合があります。必要な証明について、詳しくは提出先（法務局、金融機関、加入先）へお問合せください。
※「戸籍謄本」の請求には本籍地番・筆頭者名が必要です。
（直系以外の方が請求する際は「委任状」も必要です。）
- ・農地を相続する場合は農業委員会（野津庁舎）へ届出が必要です。

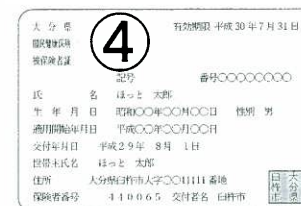
《問合せ先》 臼杵市役所 臼杵庁舎 市民課市民グループ 0972-63-1111



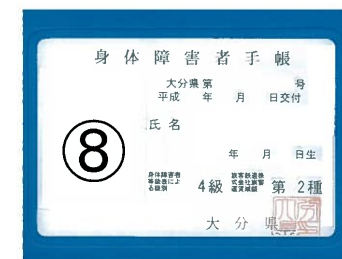
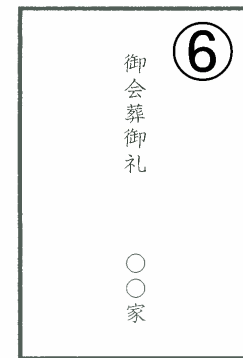
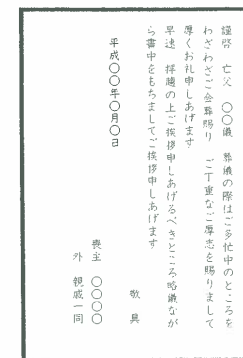
※発行年度によりデザイン
（手帳・カード）の違いあり



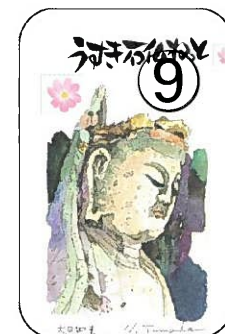
※発行年度により色違いあり
（ピンク・薄緑・薄青）



※発行年度により色違いあり
（ピンク・薄緑・薄青）



※発行年度により色・
デザイン違いあり



※デザインが違うものあり